

附 錄

總理府統計局

142

昭和26年事業所統計調査

調査票乙(法人用)

7月1日

※産業分類番号			
大分類	中分類	小分類	細分類

(破線の中は余白のままにしておいて下さい)

指定期第2号	
*市区町村番号	*調査区番号
◎事業所番号	一規模符号 (従業者数による)

1 事業所の名称 (正式の名称を省略せず) に記入して下さい。					
2 事業所の所在地 <small>都道府県</small>	郡 市	区	町 村	番地	
3 本所・支所の別 該当欄の番号を○で囲んで下さい。	1 本所 (本社、本店の外に支社、支店、分工場等のないものも含みます。)	4 操作・休業の別 該当欄の番号を○で囲んで下さい。	1 操作 (調査日に事業を行つてゐるものと云います、たまたま)	(調査日が定休日、臨時休業日であつても操作とします。)	
	2 支所 (支社、支店、分工場、出張所、)		2 休業 (調査日の前後を通じて1ヵ月以上事業を休んでいるもの、又はその見込のものをいいます。清算中又は操作準備中のものは休業とします。)		
5 事業の組織 該当欄の番号を○で囲んで下さい。	01 株式会社 02 株式合資会社 03 合資会社 04 合名会社	05 有限会社 06 相互会社 07 民法による財團法人 08 民法による社団法人	09 特別法による特設法人 10 特別法による組合 20 登記を要しない人 30 その他の法人	(一つの法人を設立するために特別の法律が制定され、これに基いて設立されたものです。裏面の例示参照)	
6 種類別従業者数 7月1日現在においてその事業所に所属する(本所は本所だけ、支所は支所だけの人員)役員及び雇用者(常勤、非常勤、常用、臨時を問わない)のすべての従業者について記入して下さい。 但し3ヵ月以上の長期欠勤者は除きます。	1 会社又は団体の役員 取締役、監査役、代表社員、無限責任社員、理事、監事、主幹者等です。なお役員に準ずる顧問、相談役、顧問弁護士等で経費としての給与を受ける者も含みます。	2 常雇の職員 期間を定めず又は30日以上にわたつて常時雇用されている知能的仕事に従事するものです、事務者、技術者は共に職員として扱います。	3 常雇の労務者 期間を定めず又は30日以上にわたつて雇用されている肉体的仕事に従事するものです。	4 臨時又は日雇の職員及び労務者 日々又は30日未満の期間を定めて雇用されている職員及び労務者で7月1日(当日休みの場合は6月30日)に現在する者に限ります。	5 計 左欄の1.2.3.4の人員の合計です。
	(男)	人	人	人	人
	(女)				
	(計)				

7 財務関係事項 法人の本所に限り記入して下さい。 支所の分を含めた企業全体の財務資料を決算済の最近の貸借対照表、損益又は収支計算書及び財産目録によつて記入して下さい。 設立後間もない未決算の場合も最近の資料によつてできるだけ記入して下さい。 該当する金額がないときは0と記入して下さい。 財務諸表がないときは2.3.4.5.6欄にその推定額を記入し、その旨を備考欄に記入して下さい。	1 決算日 (1) 最近の決算日 (以下各欄の記入に用いた) (財務諸表の決算日です。)	年 月 日 (2) 一ヵ年間における決算日 (1)の決算日前一ヵ年内に実際に行つた定期及び臨時の各決算の期日です。	年 月 日	
	2 払込資本金 又は出資金	株式会社は払込資本金を、合名、合資会社は出資済額を、有限会社は資本の総額を、株式合資会社は払込済の資本金と出資金の合計を、相互会社は基金を、財團法人は基本財産を、それ以外の法人は資本金、出資金、基金、又はこれに準ずるもの記入して下さい。	十億 百万 千 円	
	3 積立金	(法定積立金(準備金)、再評価積立金、別途積立金、配当積立金、減債積立金等の合計です。繰越利益金、当期利益金のあるときは、積立金に加算し、繰越損失金、当期損失金のあるときは積立金から差引いて下さい。)		
	4 負債金額	(長期負債、短期負債(支払手形、買掛金、未払金、前受金、預り金、割引手形、借入金)、納税引当金、修繕引当金、退職積立金、自家保険積立金の合計です。)		
	5 資産総額	(一切の資産の総額です。貸借対照表の借方(固定資産、流動資産、繰延資産)の合計額又は財産目録の資産の合計額を記入して下さい。貸倒準備金、減価償却引当金のあるときは資産総額から差引いて下さい。)		
	6 最近一ヵ年間の純売上高及び事業収入 設立後一ヵ年未満の場合も記入して下さい、その場合期間を下欄に記入して下さい。 カ月分	(1) 純売上高 (商品又は製品、半製品、作業層等の総売上高(売掛金を含む)から戻り高、値引高及び消費税(入場税、遅延飲食税等を含む)を差引いた額です。) (2) 販売以外の事業収入 (営利法人では加工料収入、役務の提供によつて得た収入、非営利法人ではその事業より生じた一切の収入(会費、負担金、手数料、寄附金、補助金等の合計)です。) (3) 計 (1)+(2)の合計です。従つて営業外収入(受取利息、配当金)、臨時の資産売却、プレミアム収入及び価格差補給金は含まれません。)		
	7 資産再評価 該当欄の番号を○で囲んで下さい。	(1) 行 (2) 行 (イ) 再評価日 (ロ) 再評価の差額 (再評価を行つた資産の再評価額から再評価日の直前ににおける当該資産の帳簿価格を差引いた額です。)		
	8 役員数	(6種類別従業者数欄の役員数に支社、支店所属の役員を加えたものを記入して下さい。)	人	
◎事業の内容 (調査員が記入します。)				

備考	市区町村長印	調査員印	事業主又は代理者印
----	--------	------	-----------

注意 ※印の欄は市区町村長が、○印の欄は調査員が記入します。

143

昭和26年事業所統計調査について

総理府統計局

144

この調査は、全産業にわたつて、事業所及び従業者の分布並びにその活動状態を明かにし、我国産業経済活動の実態把握に資すると共に将来の調査のための基礎資料を提供するために、統計法の規定する「指定統計」として行われる重要な調査であります。

従つて統計法によつて、この調査を統計以外の目的のために使用したり、その内容を外部にもらしたりするようなことは禁止されていますし又調査を受けた事業主としても必ず真実の申告をしなければならないことに定められていますから、事業主の方の格別な御協力をお願い致します。

皆様の所へお伺いする事業所統計調査員は、必ず調査員証を持つていますから安心してお話しを願います。



記入上の注意

一般的注意

1. 青又は黒インクで記入して下さい。
2. 数字はすべて、1.2.3 のような算用数字を用いて下さい。
3. 同一事業主が同一場所で二種以上の事業を営んでいる場合に、その事業ごとに、財産目録と賃金台帳とがいずれも分離区分がしてあるものは、それぞれ別個の事業所として申告して下さい。

5. 事業の組織

- 「09 特別法による特設法人」の例 ○日本銀行 ○復興金融金庫 ○国民金融公庫 ○農林中央金庫 ○商工組合中央金庫 ○各種の公団 ○帝都高速度交通営団 ○住宅金融公庫 ○輸出銀行 ○大日本育英会 ○日本放送協会等
 「10 特別法による組合」の例 ○貸家組合及び同連合会 ○住宅組合 ○各種の協同組合及び同連合会 ○森林組合及び同連合会 ○漁船保険組合 ○漁業生産組合 ○企業組合 ○農業共済組合及び同連合会等
 「20 登記を要しない法人」の例 ○共済組合 ○健康保険組合及び同連合会 ○国民健康保険組合及び同団体連合会 ○水害予防組合 ○弁理士会 ○税務代理士会等
 「30 その他の法人」の例 ○宗教法人(神社、寺院、教会) ○学校法人 ○弁護士会及び日本弁護士連合会 ○証券取引所 ○損害保険料率算出団体 ○商品取引所 ○国家公務員法による公務員団体 ○労働組合 ○外国法人等

6. 種類別従業者数

労務者か職員かの区別の困難な場合は事業主の認定によります。従つてタイピスト、現場幹部(役付工)等を労務者とするか職員とするかは個々の事業所毎に判定して下さい。

「2 常雇の職員」の例

○部長 ○課長 ○社員 ○見習社員 ○事務員 ○学校教員 ○神職僧侶(主管者以外の者)等

「3. 常雇の労務者」の例

○工員 ○見習工 ○売子 ○徒弟 ○給仕 ○小使 ○運転手等

7. 財務関係事項

財務関係事項の記入に用いる貸借対照表及び損益計算書の項目で各調査事項に対応するものの例示

(イ)

会社名 ×××

貸借対照表

昭和×年×月×日 = 決算日

(借方)

(貸方)

資産の部

I 流動資産 ×××

II 固定資産

(1) 有形固定資産 ×××

(2) 無形固定資産 ×××

(3) 投資 ×××

III 繰延勘定 ×××

計

×××

資産総額

負債の部

IV 流動負債 ×××

V 固定負債 ×××

計 ××× = 負債

資本の部

VI 資本金 ××× = 払込資本金

VII 剰余金

(1) 資本剰余金 ×××

(2) 利益剰余金 ×××

計 ×××

(ロ)

会社名 ×××

損益計算書

自昭和×年×月×日 至昭和×年×月×日

I 純売上高

(1) 商品総売上高 ×××

(2) 戻り高及び値引高 ×××

差引

××× = 純売上高

(3) 事業収入 ×××

= 事業収入

合計高

××× = 計

II 売上原価 ×××

III 一般管理費及び販売費 ×××

営業利益

×××

IV 営業外収益 ×××

当期総利益

×××

V 営業外費用 ×××

当期純利益

×××

145